

残高証明書発行包括依頼規定

1. (包括依頼)

定例的に残高証明書を必要とするお客さまからあらかじめ、「残高証明包括依頼書」の提出を受けることにより、発行の都度「残高証明依頼書」の徴求を省略します。

2. (契約期間)

残高証明書の発行期間をご指定される場合は、依頼書にご記入された期間とします。なお、ご指定の無い場合は、「残高証明包括依頼取消届」の提出日までとします。

3. (発行手数料)

残高証明書発行手数料は当金庫所定の料金を、手数料等一括引落依頼契約により、証明書発行月の翌月20日（休業日の場合は翌営業日）に、手数料引落口座から引落します。この場合、「普通預金規定」または「定期性総合口座取引規定」にかかわらず、払戻請求書および通帳の提出は不要とします。

4. (届出事項の変更等)

氏名、名称、代表者、住所その他に変更があった場合には、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責を負いません。

5. (解約等)

(1) この契約はお客さまの申出によりいつでも解約することができます。この場合、届出の印章、通帳等を持参し、「残高証明包括依頼取消届」により届出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はお客様に通知することなく、いつでも本契約を解約することができますものとしします。

①お客さまが所定の発行手数料のお支払がないとき

②住所変更の届出を怠るなどにより、所在が不明となったとき

③お客さまについて相続の開始があったとき

④お客さまが当金庫の定める各種規定に違反したとき等、当金庫が解約を必要と認めたとき

(3) 上記（1）および（2）に基づく解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとしします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとしします。

(3) 本規定は、すでにお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

以上



大阪商工信用金庫